北但行政事務組合人事行政の運営等の 状況の公表に関する条例

平成18年2月22日条例第1号

(趣旨)

- 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第58 条の2の規定に基づき、人事行政の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。 (任命権者の報告)
- 第2条 任命権者は、毎年6月末までに、管理者に対し、前年度の人事行政の運営状況 を報告しなければならない。

(任命権者の報告事項)

- 第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。
 - (1) 職員の任免及び職員数の状況
 - (2) 職員の人事評価の状況
 - (3) 職員の給与の状況
 - (4) 職員の勤務時間その他勤務条件の状況
 - (5) 職員の分限及び懲戒処分の状況
 - (6) 職員の服務の状況
 - (7) 職員の退職管理の状況
 - (8) 職員の研修の状況
 - (9) 職員の福祉及び利益の保護の状況
 - (10) 職員の競争試験及び選考の状況
 - (!!) その他管理者が必要と認める事項

(公平委員会の報告)

第4条 但馬公平委員会(以下「公平委員会」という。)は、毎年6月末までに、管理者に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

- **第5条** 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況 (公表)
- 第6条 管理者は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年9月末までに、第2条の規定による報告をとりまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

- 第7条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。
 - (1) 北但行政事務組合公告式条例(平成7年条例第1号)別表に定める掲示場に掲示する方法
 - (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法 (委任)
- 第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月24日条例第4号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年11月1日条例第3号)抄

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和5年2月 日条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。